

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業

基本契約書（案）

令和7年4月

一関地区広域行政組合

第1条	(目的及び用語)	1
第2条	(運営事業者に関する表明保証)	2
第3条	(出資構成員の誓約)	3
第4条	(民間事業者の役割分担)	3
第5条	(本事業にかかる日程)	3
第6条	(本契約以外の事業契約の締結)	4
第7条	(参加資格要件を満たさなくなったとき等の取扱い)	4
第8条	(準備行為等)	4
第9条	(民間事業者と運営事業者間の相互協力等)	4
第10条	(事業契約不調の場合の処理)	5
第11条	(事業契約不締結等に係る賠償の予定)	5
第12条	(談合その他不正行為による解除)	6
第13条	(運営事業者への支援等)	7
第14条	(計算書類等の提出)	7
第15条	(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)	8
第16条	(債務不履行等)	8
第17条	(秘密保持義務)	8
第18条	(管轄裁判所)	9
第19条	(本契約の有効期間)	9
第20条	(準拠法及び解釈)	9
第21条	(定めのない事項)	9
別紙1		13
別紙2		14
別紙3		15
別表		18

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業

基本契約書

一関地区広域行政組合 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、一関地区広域行政組合（以下「本組合」という。）、代表企業を[●]とし、その他の構成員を[●]及び[●]とし、協力企業を[●]、[●]及び[●]とする●グループ、並びに●株式会社（以下「運営事業者」という。）は、次の条項により、この基本契約を締結する。

（目的及び用語）

第1条 この基本契約（以下「本契約」という。）は、本事業に関し本組合と民間事業者（●グループを構成する代表企業、構成員及び協力企業を総称していう。以下同じ。）が令和●年●月●日付けで締結した本事業にかかる基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、必要な契約の締結及びその他本事業を確実に円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約に用いられる用語の定義は、本契約で特に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「本施設」とは、本事業で新たに整備されるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設をいう。
- (2) 「運営業務」とは、本施設の運転及び維持管理を含む要求水準書の第3編に規定される運営事業に係る業務をいう。
- (3) 「運営業務委託契約」とは、本施設にかかる運営業務の包括的な委託を目的として本組合と運営事業者が締結する運営業務委託契約をいう。
- (4) 「運営事業者」とは、本事業において運営業務を担当する[企業/企業が組成する共同企業体]をいう。
- (5) 「設計建設業務」とは、本施設の土木建築工事及び本施設のプラントの設計・建設工事を含む要求水準書の第2編に規定される設計・建設事業に係る業務をいう。
- (6) 「建設工事請負契約」とは、本事業で本組合と建設請負事業者が設計建設業務の請負を目的として締結する設計施工一体型の建設工事請負契約をいい、仮契約を含む。
- (7) 「建設請負事業者」とは、別表に規定する本施設の土木建築に係る設計及び建設

工事並びに本施設のプラントの設計・建設工事を担当する[企業/企業が組成する共同企業体]をいう。

- (8) 「事業契約」とは、本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を総称していう。
- (9) 「出資」とは、運営事業者の普通株式を引き受けることをいう。
- (10) 「出資構成員」とは、民間事業者のうち運営事業者を設立し、運営事業者の株主となっている●及び●をいう。
- (11) 「代表企業」とは、●グループの代表企業である●をいう。
- (12) 「構成員」とは、●グループの構成員である●及び●をいう。
- (13) 「協力企業」とは、●グループの協力企業である●、●及び●をいう。
- (14) 「入札説明書」とは、本事業の入札において本組合が令和7年4月9日付けで公表した入札説明書（修正・変更等があったときは修正・変更後の最新版）をいう。
- (15) 「募集要項」とは、本事業の入札において本組合が公表した入札説明書、要求水準書、基本協定書案、各契約書案、落札者決定基準書、様式集、その他これらに付属又は関連する資料（修正・変更等があったときは修正・変更後の最新版）及びこれらに係る質問回答をいう。
- (16) 「要求水準書」とは、本事業の入札において本組合が令和7年4月9日付けで公表した要求水準書（修正・変更等があったときは修正・変更後の最新版）及びこれに係る質問回答をいう。

3 本契約で特に定義されない用語のうち、入札説明書で定義されているものは、入札説明書の定義と同様の意味を有するものとする。

（運営事業者に関する表明保証）

第2条 出資構成員及び運営事業者は、出資構成員が基本協定に基づき運営事業者を設立したこと、及び運営事業者について以下の各号に規定する内容を、本契約の締結日において表明する。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社であること。
- (2) 運営事業者の本店所在地は本組合の構成市町内であること。
- (3) 本事業のうち運營業務の実施のみを目的としていること。
- (4) 会社法第326条第2項に従い監査役[及び会計監査人]の設置に関する定款の定めを置いていること。
- (5) 会社法第107条第2項第1号所定の定めを定款に置いていること。
- (6) 会社法第108条第2項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていないこと。
- (7) 運営事業者の株主の構成及び出資額は、別紙1に記載するとおりとすること。

- (8) 基本協定に基づき出資構成員が提出した運営事業者にかかる報告書に添付した運営事業者に係る商業登記の全部事項証明書、定款の原本証明付の写し及び株主名簿の原本証明付の写しの内容について、提出時から本契約の締結日に至るまで変更がないこと、若しくは変更があったときは変更後の最新版又はその写しを本組合に提出済みであること。

(出資構成員の誓約)

第3条 出資構成員は、本契約が効力を失うまでの期間において、次の各号に規定する内容を本組合に対して誓約し、遵守する。

- (1) 本契約締結以後の運営事業者の株主の構成及び出資額は、別紙2に記載するとおりとし、必要な新株を引き受けること。
- (2) 本組合の事前の承諾なくしてその保有する運営事業者発行の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (3) 前条第1号から第6号までに反する内容の株主総会の議決提案に賛成しないこと。

(民間事業者の役割分担)

第4条 本事業において、民間事業者が担当する業務は添付の別表に定めるとおりとする。

- 2 民間事業者が前項の役割を担い、業務実施の責任を負担するための契約構成は、別紙2のとおりとする。

(本事業にかかる日程)

第5条 本事業にかかる日程は次の通りとし、設計建設業務及び運営業務にかかる詳細の日程は、要求水準書、建設工事請負契約及び運営業務委託契約で、それぞれ定めるとおりとする。

設計建設業務にかかる期間： 建設工事請負契約の本契約の締結日から
令和12年7月末

運営業務に係る準備期間： 運営業務委託契約の締結日から本施設の引渡の前日まで

運営業務にかかる運営期間： 令和12年8月から令和32年7月末まで

- 2 設計建設業務の遅延により運営業務の業務日程の変更が必要なときは、本組合、建設請負事業者及び運営事業者の協議により、運営業務に係る日程を変更するものとする。
- 3 受注者は、本施設にかかる設計建設業務の完了が要求水準書に定める期限に遅延するおそれが生じたと認めるときは、本組合に業務完了の遅延のおそれ及び実際に業務を完了できる期日の見込みを速やかに発注者に報告するものとする。
- 4 本施設に係る設計建設業務の完了遅延により新たな本施設の供用開始の予定を定める

ときは、本組合、建設請負事業者及び運営事業者の協議により定めるものとする。協議開始より14日以内に協議が調わないときは新たな供用開始の予定を本組合が定めて、建設請負事業者及び運営事業者に通知する。

- 5 建設請負事業者は、本施設にかかる設計建設業務の完了遅延により本組合及び運営事業者が生じた損害及び増加費用を負担するものとする。ただし、その遅延が建設請負事業者の責めに帰すことができない事由によるときは、この限りでない。

(本契約以外の事業契約の締結)

第6条 本組合と建設請負事業者は、令和8年2月中に建設工事請負契約の仮契約を締結し、その後建設工事請負契約の締結に係る本組合議会の議決を経て、建設工事請負契約の本契約を締結するよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 建設請負事業者が共同企業体のときは、その組成にかかる協定書の写しを前項の仮契約の締結前に本組合に提出するものとする。

- 3 組合と運営事業者は、第1項の本組合議会の議決を経たときは、速やかに運營業務委託契約を締結するよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

(参加資格要件を満たさなくなったとき等の取扱い)

第7条 本組合が入札説明書 第4章 5.「参加資格の喪失」に従い民間事業者の入札参加資格を取り消したとき、又は本組合が入札説明書 第5章 7. 6)「落札者の失格」に従い民間事業者を失格としたときは、本組合は、未締結の事業契約は締結しないこととし、締結済みの事業契約は解除する。

- 2 本組合は、前項により事業契約を締結しないこと及び締結済みの事業契約を解除することにより民間事業者及び運営事業者に生ずる損害について、一切の責任を負わない。

(準備行為等)

第8条 事業契約の締結前であっても、運営事業者及び民間事業者は、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本組合は、必要かつ可能な範囲で民間事業者に対して協力するものとする。

- 2 前項の協力の結果は、全ての事業契約締結後、必要に応じ、前項の準備行為に係る本事業の各業務を担当する者に速やかに引き継ぐものとする。

(民間事業者と運営事業者間の相互協力等)

第9条 民間事業者及び運営事業者は、運営事業者が発注者の委託に基づき完成後の本施設の運營業務を実施すること、及び運營業務の開始後も建設請負事業者が業務を実施することを、それぞれ十分に認識するとともに、建設請負事業者は運営事業者の業務実施について、運営事業者は建設請負事業者の業務実施について、それぞれ十分に配慮し、

設計建設業務と運營業務の双方が円滑かつ確実に行われるよう、相互に協力し合わなければならない。

- 2 前項の相互協力に要する費用は建設請負事業者及び運營業事業者の負担とする。
- 3 本施設の教育指導の実施期間中又は本施設の供用開始後において、運營業業務委託契約における運營業事業者の債務不履行（業務の要求水準未達を含む。）若しくは運營業事業者の従業員等の故意又は過失に起因して建設請負事業者に損害が生じ若しくは建設工事請負契約の履行に関し増加費用が生じたときは、建設請負事業者は本組合にその状況を速やかに報告するものとする。
- 4 前項の損害及び増加費用は運營業事業者が負担するものとし、建設請負事業者は本組合にそれらの損害の賠償や増加費用の負担を求めないものとする。ただし、それらの損害及び増加費用が本組合の建設請負事業者又は運營業事業者に対する指示が不適當であることその他本組合の建設工事請負契約又は運營業業務委託契約の債務不履行により生じたものであるときは、この限りでない。
- 5 運營業業務委託契約の契約期間中において、建設請負事業者が設計建設業務の実施にあたり又は建設工事請負の契約不適合責任期間における本施設の契約不適合に起因して、運營業事業者に損害又は運營業業務委託契約の履行に関し増加費用を生じさせたときは、運營業事業者は本組合にその状況を速やかに報告するものとする。
- 6 前項の損害の賠償及び増加費用は建設請負事業者が負担するものとし、運營業事業者は本組合にそれらの損害の賠償や増加費用の負担を求めないものとする。ただし、それらの損害及び増加費用が本組合の建設請負事業者又は運營業事業者に対する指示が不適當であることその他本組合の建設工事請負契約又は運營業業務委託契約の債務不履行により生じたものであるときは、この限りでない。

（事業契約不調の場合の処理）

第 10 条 建設工事請負契約の締結について本組合議会で可決されなかった場合その他事由のいかんを問わず、本契約を除く事業契約の締結に至らなかったとき又は組合が本事業を除く事業契約の締結の見込みがないと認めたときは、組合は本契約及び建設工事請負契約の仮契約を解除するものとする。

- 2 前項により本契約が解除された場合において、既に本組合、民間事業者及び運營業事業者が契約締結及び業務の準備等に関して支出した費用は各自の負担とし、次条第 1 項又は第 12 条第 2 項が適用される場合を除き、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

（事業契約不締結等に係る賠償の予定）

第 11 条 次条第 1 項に該当する場合を除き、民間事業者のいずれかの者又は運營業事業者の責めに帰すべき事由（入札説明書に定める入札参加資格を欠いたことを含む。）によ

り基本契約以外の事業契約を締結しないとき（第7条第1項による場合及び第10条第1項による場合を含む。）は、本組合は、違約金として、民間事業者の本事業に係る入札価格の100分の10に相当する額を民間事業者及び運営事業者から徴収できるものとする。

- 2 民間事業者及び運営事業者は、本組合に生じた損害の額が前項に規定する賠償金の額を超えるときは、その超過分を本組合に賠償しなければならない。
- 3 民間事業者及び運営事業者は、第1項の違約金及び前項の損害の賠償金を、共同連帯して支払わなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第12条 本組合は、民間事業者のいずれかの者又は運営事業者（以下、本条において「受注者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約以外の事業契約を締結しないこと又は締結済みの事業契約（本契約を含む。）を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が、本契約に関し、前項各号のいずれかに該当したときは、民間事業者及び運営事業者は、事業契約の締結、不締結又は解除にかかわらず、民間事業者の本事業の入札に係る入札価格の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として本組合が指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 民間事業者及び運営事業者が前項の賠償金を本組合の指定する期間内に支払わないときは、民間事業者及び運営事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、本組合に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過する場合において、本組合がその超過分の損害につき民間事業者及び運営事業者に対して賠償を請求することを妨げない。
 - 5 第2項の違約金、第3項の遅延損害金及び前項の損害賠償については、本組合の請求を受けたときは、民間事業者と運営事業者が共同連帯して支払うものとする。

(運営事業者への支援等)

第13条 代表企業は、運営業務委託契約に基づく運営事業者の本組合に対する損害賠償義務及び違約金支払義務（以下、総称して「主たる債務」という。）の履行を保証する。

2 前項の保証の額は、第3項に定める保証債務上限額から第4項に定める保証債務履行累積額を控除した金額とする。

3 保証債務上限額は、運営業務委託契約に基づく全契約期間の委託費（消費税を含む。）の総額（変動費については、計画処理量に基づき算出する。）の200分の1に相当する額とする。

4 保証債務履行累積額は、保証債務の履行請求のあった日までに、当該日以前の本組合の保証債務履行の請求に基づき代表企業が支払った金額の総計とする。ただし、次の各号に定める場合に代表企業が保証の履行として支払った金額を除く。

(1) 当該保証債務に係る主たる債務が代表企業又の故意又は過失により発生したものである場合

(2) 当該保証債務に係る主たる債務が運営事業者と受託企業（運営事業者から運営業務の全部又は一部の実施の委託を受けた者をいう。）との契約において受託企業の仕様未達又はその他の債務不履行により発生したものである場合

(3) 当該保証債務に係る主たる債務が運営業務委託契約の解除による違約金の支払債務である場合

5 本組合は、業務委託期間の変更、延長、委託費の変更その他運営業務委託契約又は主たる債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を代表企業に対して通知しなければならない。なお、本条に基づく保証の内容は、本組合による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

6 本組合は、保証債務の履行を請求しようとするときは、代表企業に対して、本組合が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付するものとする。

7 代表企業は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の支払を完了しなければならない。

8 代表企業は、本組合の承認を受けた場合を除き、運営業務委託契約に基づく運営事業者の債務が全て履行されるまで、代表企業が保証債務を履行したことによる運営事業者に対する求償権及び代位によって取得した権利を行使することができない。

(計算書類等の提出)

第14条 民間事業者のうち建設請負事業者（共同企業体の場合はその各構成企業）については建設工事請負契約が定める契約不適合責任期間の終了まで、運営事業者については運営業務委託契約の終了まで、それぞれ会社法で要求される計算書類及びその附属明

細書の写し又は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）上要求される有価証券報告書の写しを、当該企業の毎会計年度終了後 3 か月以内に本組合に提出しなければならない。なお、当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を本組合に提出するものとする。

（基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

第 15 条 本組合及び民間事業者は、他の当事者の承諾なく本契約上の権利義務について第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（債務不履行等）

第 16 条 本組合、民間事業者及び運営事業者は、本契約の義務を履行せず、その責めに帰すべき事由により他の当事者に損害を与えた場合は、その責めを負うべき者がその損害を賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第 17 条 本組合、民間事業者及び運営事業者は、本契約に関連して秘密情報として本契約の他の当事者から提供を受けた情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、当該秘密情報の提供者（以下「情報提供者」という。）の事前の承諾なしに情報提供者以外の者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 情報提供者から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 情報提供者による開示の後に、秘密情報の提供を受けた者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 情報提供者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報

3 第 1 項の定めにかかわらず、本組合、民間事業者及び運営事業者は、次の場合に限り情報提供者の承諾を要することなく、情報提供者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、第 1 号の場合及び情報提供者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 秘密情報の提供を受けた者が情報提供者以外の本契約の当事者に開示する場合
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
- (3) 法令等に従い開示が要求される場合

- (4) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (5) 本組合と守秘義務契約を締結した本組合のアドバイザー若しくは民間事業者又は運営事業者と守秘義務契約を締結した下請企業に開示する場合
- (6) 本組合が本事業に係る業務を民間事業者及び運営事業者以外の第三者に請け負わせ又は委託する場合の当該第三者に開示する場合、若しくはかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- (7) 本組合が必要と認めて本組合の議会に開示する場合

(個人情報保護)

第 18 条 民間事業者及び運営事業者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別紙 3 に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第 19 条 本契約に係る訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本契約の有効期間)

第 20 条 本契約の有効期間は、締結の日から運營業務委託契約の終了（契約解除による期間満了前の契約終了を含む。）のときまでとする。ただし、本組合が本契約以外の事業契約の締結の見込みがないと認めるときは、その旨を民間事業者に通知したときまでとする。

(準拠法及び解釈)

第 21 条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本契約及び関連書類、書面による通知は、日本語で作成される。また、本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に基づく通知、承諾、請求及び解除は、書面により行うものとする。
- 4 民間事業者に対する意思表示及び通知は代表企業に対して行うものとし、代表企業が民間事業者のためにこれを受領するものとする。民間事業者の通知は、代表企業が民間事業者を代表して行うものとする。
- 5 本契約の変更は、書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第 22 条 本契約に定めのない事項については、本組合、民間事業者及び運営事業者が別

途協議して定めることとする。

本契約の締結の証として、本書●通を作成し、本組合、民間事業者及び運営事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

(締結日) 令和 年 月 日

一関地区広域行政組合

代表者 一関地区広域行政組合 管理者 ●

民間事業者 (●グループ)

代表企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成員

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成員

[住所]

[事業者名]

[代表者]

協力企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

協力企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

運営事業者

[住所]

[事業者名]

[代表者]

別紙 1

運営事業者の資本金及び株主構成

1. 本契約締結時

運営事業者の資本金の額 ●円

運営事業者の発行済株式の総数 ●株

出資者 (代表企業)

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

保有する株式の総数 【〇〇〇〇】

出資者 (構成員)

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

保有する株式の総数 【〇〇〇〇】

出資者 (構成員)

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

保有する株式の総数 【〇〇〇〇】

2. その後の資本金及び株主構成

※ 提案書の内容に基づき上記 1. の記載例に従って記載します。

別紙 2

契約構成

＊募集要項及び落札者の提案に基づいて記載します。

別紙3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者（民間事業者及び運営事業者をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者の情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、本契約の履行に関して知り得た個人情報及び死者の情報（以下「個人情報等」という。）を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、本契約の履行を行うために個人情報等を取得し、又は作成するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、本契約の履行に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者等)

第5 受注者は、本契約の履行における個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により本組合に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ本組合に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、本個人情報取扱特記事項に定める事項を適切に実施するよう、従事者を監督しなければならない。

4 従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、本個人情報取扱特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の持出しの禁止)

第6 受注者は、本組合の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、本組合の指示又は承諾があるときを除き、本契約の履行に関して知り得た個人情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、本組合の承諾があるときを除き、本契約の履行を行うため本組合から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(委託の承諾)

第9 受注者は、本契約の履行に関して個人情報等を取り扱う場合、その取り扱いについては、自ら行うものとし、本組合が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。その取り扱いを委託した場合において、その受託者が更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、委託先の名称、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、委託先による個人情報の取り扱いにかかる業務の着手前に、書面により委託したい旨を本組合に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は委託先にこの個人情報取扱特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、本組合に対して、委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、委託先との契約において、委託先に対する管理、監督の手續及び方法について、具体的に定めなければならない。

5 受注者は、委託先に個人情報の取り扱いにかかる業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、本組合の求めに応じて、管理及び監督の状況を本組合に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、本契約を履行するため本組合から提供を受け、又は本組合自らが取得し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに本組合に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本組合が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受注者は、本契約の履行に関する業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと、個人情報等の取扱いに従事する者が遵守すべき事項その他個人情報等の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査等)

第12 本組合は、受注者が本契約を履行するに当たり、取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の対応)

第13 受注者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに本組合に報告

し、本組合の指示に従わなければならない。

- 2 本組合は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

別表

各民間事業者の本事業における役割（実施する業務）

業 務		担当企業
設計建設業務	建築物の設計に係る業務	
	建築物の土木建築工事に係る業務	
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のプラントの設計・建設業務	
	マテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設業務	
運營業務	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の運転管理業務	
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の維持管理業務	
	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理業務	
	マテリアルリサイクル推進施設の維持管理業務	